


令和2年度  
国土強靱化に資する税制改正事項の概要

令和元年12月  
内閣官房 国土強靱化推進室



国土強靱化に資する関係府省庁の税制改正事項は以下のとおり。

## 1. 直接死を最大限防ぐ。

### 【新設】

#### ①浸水被害軽減地区の指定に係る課税標準の特例措置の創設 (固定資産税・都市計画税)

洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物を、水防管理者が水防法（第15条の6）に基づき浸水被害軽減地区として指定した場合に、当該資産に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を $1/2 \sim 5/6$ の範囲内で市町村の条例で定める割合（参酌標準： $2/3$ ）とする特例措置を創設する。

(国土交通省)

### 【延長】

#### ②浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

洪水・内水・高潮浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定する避難確保・浸水防止計画に基づき令和5年3月31日までに取得した浸水防止用設備（防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機）について、固定資産税の課税標準を最初の5年間、 $1/2 \sim 5/6$ の範囲内で市町村の条例で定める割合（参酌標準： $2/3$ ）とする特例について、3年間の延長を行う。

(国土交通省・内閣府)

### 【延長】

#### ③既存住宅の耐震改修に係る特例措置の延長（固定資産税）

昭和57年1月1日以前から所在する住宅の耐震改修工事を行った場合、当該住宅の $120\text{m}^2$ 相当部分につき、翌年度の固定資産税を $1/2$ 軽減する措置を2年間延長する。

(国土交通省・内閣府)

### 【延長】

#### ④耐震改修が行われた耐震診断義務付け対象建築物に係る税額の減額措置の延長（固定資産税）

耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修を行った場合の固定資産税の減額措置（工事完了の翌年度から2年間 $1/2$ 減額）を3年間延長する。

(国土交通省・内閣府)

**【延長】**

**⑤高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置の延長（不動産取得税）**

高規格堤防整備事業により家屋の移転の対象となった者に対し、収用等に認められる税制上の特例措置に準じ、高規格堤防特別区域の公示日から2年以内に建替家屋を取得した場合に課税標準から従前家屋の価格を控除する特例措置について、2年間延長する。

（国土交通省）

**【延長】**

**⑥津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）**

市町村が策定した「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」に基づき、民間企業が臨港地区内で取得・改良を行った津波対策に資する港湾施設等（防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設）に係る課税標準の特例措置を4年間延長する。

（国土交通省・内閣府）

**2. 経済活動を機能不全に陥らせない。**

**【拡充・延長】**

**①地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長（所得税・法人税等）**

企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため、地方拠点強化税制の適用期限を2年間延長するとともに、人手不足を踏まえた雇用増加要件の緩和等の雇用促進税制の拡充等を行う。

（内閣府）

**【拡充・延長】**

**②地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長（固定資産税）**

不特定多数の者が利用する施設等地震防災上の措置が必要な施設・事業等の管理・運営を行う個人・法人が、地震防災対策用資産を取得した場合の固定資産税の課税標準を減額する措置について、首都直下地震緊急対策区域を新たに加えると同時に、地震防災対策強化地域を除外した上で、適用期限を3年間延長する。

固定資産税：資産取得後3年間、課税標準を2/3

（内閣府・国土交通省）

**【延長】**

**③鉄道の耐震対策に係る特例措置の延長（固定資産税）**

首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の特例措置（課税標準5年間2/3）を2年間延長する。

（国土交通省）

**【延長】**

**④地域データセンター整備促進税制の延長（固定資産税）**

地域のデータセンターを整備するため、総務大臣の認定を受けた地域特定電気通信設備供用事業の実施計画に従って取得した電気通信設備に対する支援措置について適用期限を2年間延長する。

固定資産税：対象設備の取得後3年間、課税標準を3/4

（総務省・内閣府）

**【延長】**

**⑤港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の延長（所得税・法人税）**

環境負荷の低減を図るとともに、円滑な港湾整備や災害復旧の体制を確保するため、環境性能の高い作業船に買換えた場合、譲渡益の80%までを資産から圧縮記帳することができる特例措置について、譲渡する作業船の要件を一部見直したうえで、適用期限を3年間延長する。

（国土交通省）

**3. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。**

**【拡充・延長】**

**①省エネ再エネ高度化投資促進税制の拡充及び延長**

（所得税・法人税等）

省エネ法の規制対象事業者等を対象とした、大規模又は複数事業者の連携による高度な省エネ設備への投資を促進する税制措置の適用期限を延長し、適用対象者の拡大を行うとともに、再エネの主力電源化に資する発電設備・付帯設備への投資を促進する税制措置の適用期限を延長する。

（経済産業省・環境省・農林水産省・国土交通省）

**【延長】**

**②再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の延長**

（固定資産税）

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、一定割合に軽減する措置を2年間延長する。

（経済産業省・環境省・農林水産省）

「生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する国土強靱化税制（仮称）の創設」は、引き続き検討する。

（内閣府・経済産業省・国土交通省）